（匿名データの提供に係る手続等）

第三十三条　法第三十六条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者（以下「第三十六条提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第三十六条提供申出書」という。）に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、匿名データの提供の依頼の申出をするものとする。

一　第三十六条提供申出者が公的機関であるときは、次に掲げる事項

イ　当該公的機関の名称

ロ　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　第三十六条提供申出者が法人等であるときは、次に掲げる事項

イ　当該法人等の名称及び住所

ロ　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　第三十六条提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　第三十六条提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項

イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

七　匿名データの利用場所

八　匿名データの利用目的

九　匿名データを取り扱う者が第三十五条第二項各号に掲げる者に該当しない旨

十　前各号に掲げるもののほか、第三十五条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからニまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ　第三十五条第一項第一号に該当する申出　次に掲げる事項

(1)　匿名データの直接の利用目的が学術研究目的である旨

(2)　匿名データの直接の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(3)　匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容

(4)　研究の成果を公表する方法

(5)　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

ハ　次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1)　我が国が加盟している国際機関　匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2)　我が国が加盟している国際機関以外の者　匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ　第一号ニに掲げる要件に該当すること。

（匿名データの提供に係る手続等）

第十六条　提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一　提供依頼申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地

［新設］

二　提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

［新設］

［新設］

［新設］

三　提供依頼申出者が前二号に掲げる者以外の者であるときは、その氏名、生年月日及び住所

四　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

［新設］

［新設］

五　匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

六　匿名データの使用場所及び管理方法

七　匿名データの利用目的

［新設］

八　前各号に掲げるもののほか、第十五条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

［新設］